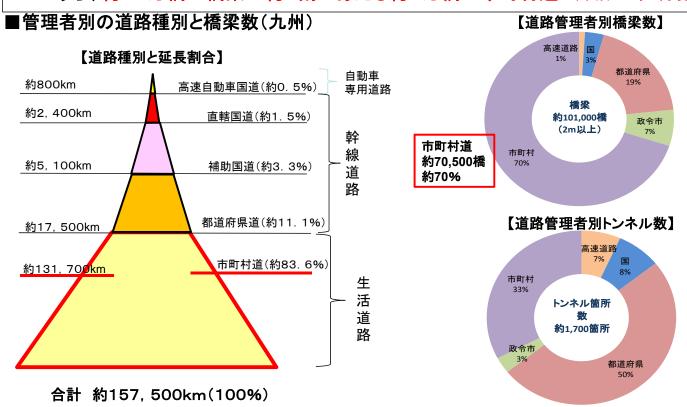
資料-1

道路メンテナンスに関する動向

国土交通省 九州地方整備局

管理者別の道路延長と橋梁およびトンネル数(九州)

九州においては、道路橋が約10万橋、道路トンネルは約1,700本存在. このうち、約10万橋の橋梁の約7割にあたる約7万橋が市町村道.(平成25年4月現在)



九州における橋梁の現況(橋長2m以上)

■建設後50年以上の橋梁箇所数の増加(県別データ)

H25年4月現在

				橋	·····································								
県名	施設数	建設年次が判明してる		建設後50年以上の施設数									
	心识致	施設数	H25.4現在	割合	10年後	割合	20年後	割合					
福岡	28,534	15,146	2,845	19%	6,313	42%	10,269	68%					
佐賀	12,136	6,356	1,103	17%	2,679	42%	4,151	65%					
長崎	9,877	5,375	1,059	20%	2,298	43%	3,481	65%					
熊本	19,676	11,415	1,673	15%	4,563	40%	7,780	68%					
大分	10,705	7,523	1,644	22%	3,365	45%	4,750	63%					
宮崎	9,374	6,362	927	15%	2,508	39%	4,193	66%					
鹿児島	10,405	8,325	1,922	23%	3,916	47%	5,686	68%					
九州全体	100,707	60,502	11,173	18%	25,642	42%	40,310	67%					

注)・平均年齢は、建設年次が把握されている約6 万橋の平均 ・建設年次が「明治以前」となる施設は

2

九州におけるトンネルの現況

■建設後50年以上のトンネル箇所数の増加(県別データ)

H25年4月現在

				トンス	ネル						
県名	施設数	建設年次が判明してる									
	心议奴	施設数	H25.4現在	割合	10年後	割合	20年後	割合			
福岡	152	150	40	27%	64	43%	85	57%			
佐賀	43	43	4	9%	9	21%	14	33%			
長崎	252	250	37	15%	57	23%	90	36%			
熊本	274	272	63	23%	95	35%	138	51%			
大分	561	528	150	28%	249	47%	319	60%			
宮崎	223	222	57	26%	83	37%	96	43%			
鹿児島	170	159	19	12%	37	23%	51	32%			
九州全体	1,675	1,624	370	23%	594	37%	793	49%			

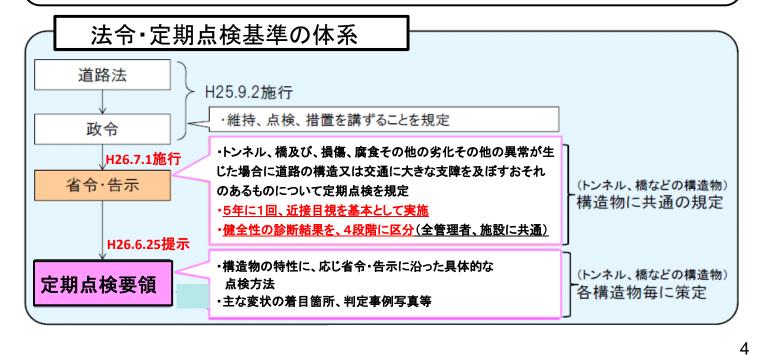
注)・建設年次が把握されている1,624箇所で整理

^{「1867}年開通(明治元年=1968年)」として整理

[・]建設年次が「明治以前」となる施設は「1867年開通(明治元年=1867年)」として整理

点検に関する法令関係

- ①省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。 (トンネル、橋などの構造物に共通)
- ②<u>市町村における円滑な点検実施のため、点検方法、主な変状着目箇所、判定事例写真等を加えた</u> ものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)



道路の老朽化対策に関する取組みの経緯

道路の老朽化対策に関する取組みの経緯

- 笹子トンネル天井板落下事故[H24.12.2]
- トンネル内の道路附属物等の緊急点検実施[H24.12.7] :ジェットファン、照明等
- 道路ストックの集中点検実施[H25.2~]:第三者被害防止の観点から安全性を確認
- 道路法の改正[H25.6]:点検基準の法定化、国による修繕等代行制度創設
- 定期点検に関する省令・告示 公布[H26.3.31]:5年に1回、近接目視による点検
- 道路の老朽化対策の本格実施に関する提言[H26.4.14]
- 道路メンテナンス会議 設立[H26.4~]:地方公共団体の取組みに対する体制支援
- 定期点検要領 通知[H26.6.25]:円滑な点検の実施のための具体的な点検方法等を提示
- 〇 定期点検に関する省令・告示 施行[H26.7.1]:5年に1回、近接目視による点検開始
- 〇 定期点検に関する省令・告示 施行[H26.7.1] ・5年に1回、近接目視による点検開始

定期点検要領の策定

- 省令では、「トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その 他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの」について、 近接目視により、五年に一回の頻度を基本として点検する旨、規定。
- ○今回、省令に基づき点検する施設として、

道路トンネル、道路橋、シェッド・大型カルバート、横断歩道橋・門型標識について、「定期点検要領」を策定。

1. 道路トンネル

トンネル本体工及びトンネル内に設置されている附属物を取り付けるための金属類や, アンカー等(「道路ト ンネル」)。

2. 道路橋

橋長2. Om以上の橋、高架の道路等(「道路橋」)。

3. シェッド、大型カルバート等

ロックシェッド、スノーシェッド、大型カルバート等(「シェッド、大型カルバート等」)において重要性を鑑み定期 点検が必要なもの。

大型カルバートは、内空に2車線以上の道路を有する程度の規模のカルバートを想定。

4. 横断歩道橋

横断歩道橋

5. 門型標識等

大型の道路標識及び道路情報提供装置(「門型標識等」)。 門型標識等とは、門型式(オーバーヘッド式)の道路標識、道路情報提供装置(収集装置含む)を想定

6

近接目視の必要性(その1)

■遠望目視では死角が生じてしまう





■ボルトのゆるみ・脱落は遠望目視では発見不可能





近接目視の必要性(その2)

■遠望目視では変色部は確認できるが、 うき等の有無を確認することは困難







PCケーブル下面の空隙発見 (PCケーブルの腐食が要因)

変色部を確認した際、近接目視であれば、触診や打音検査を併用することによって正確な診断を行うことが可能



8

全数点検を行う必要性

■旭高架橋ランプ部(国道6号茨城県日立市)

架設:2008(平成20)年 損傷確認:2010(平成22)年 (2歳)





■石田大橋(上り)(国道20号東京都国立市) 架設:2007(平成19)年 損傷確認:2008(平成20)年





点検計画について(個別点検データ様式)

道	路橋	個是	判点	氘枯	負う	-	タ																			
B列	C列	D∌l	E列	F列	G∌l	H列	捌	JĀ	K∌l	LÐ	МĀ	N∌l	例	P列	Q∌J	R列	S列	T列	U列	V列	W∌l	X列	Y列	Z列	AA列	AB列
						管	理者	行	政区域	起点侧	側の位置				道路橋下	条件(跨いで	いるもの)						,	点検計画		
道路橋	名(フリカ゚ナ)	路線名	架設 年次	橋長	幅員		管理事務所					距離標 (キロポスト)	上り・下り線	当該道路橋 緊急輸送道	緊急輸送 道路	荻坦	その他	代替路	自専道 一般道	占用物件	通行規制					
			(西暦)	(m)	(m)	管理者名	名名	都道府県名	市区町村名	緯度	経度	(144741)		路の種類	一次、二次、	新幹線、その 他鉄道、無し	【任意】例: ● ●川、市道、県 道	の有悪	一版坦	(名称)		H26	H27	H28	H29	H30
)0橋	(₹////₹///\$)	県道00号	1984	101	11.8	00県	00事務所	00県	00市00区00町	43° 11′ 02″	41° 19′ 28″	0.000	上り線	一次	二次	無し	県道	有	一般道	水道	通行止め(劣化損傷)	0				
								道	路棉	きを	含め	b														
											トンネ	ドル														
									<u>・</u> シ	ェット	*															
									• 大	型	カルノ	' "—	\				_									
							\vdash		• 棱	断	步道	首標					-									
							\blacksquare				標調						-							\square		
								σ	· 個別	_		-		\	ィス											
							· ·	0,		.) <i>)</i> 11/		1112	4 6 -	·/ \	<u> </u>	,										
								1		1		1	1		l						I	1				1

新しい点検要領に沿って点検を開始する地方公共団体における

橋梁定期点検の優先順位の考え方(案)

间未足	・ カ	
	対 象	備 考
最優先	- 緊急輸送道路を跨ぐ <u>跨道橋</u> / <u>跨線橋</u> - <u>緊急輸送道路を構成</u> する橋梁	・高速道路を跨ぐ跨道橋及び跨線 橋については、高速道路会社及び 鉄道事業者との調整が必要なこと から、直ちに協議等に着手する
建設後年数や点 検記録の有無によらず、直ちに点検 に着手すべきもの	・既往損傷がある、著しい損傷がある等、 <u>緊急的に点検が必要</u> な橋梁	・市町村は緊急輸送道路を構成す る橋梁の点検に初年度から着手 する
	・ <u>主要幹線道路^(注)を構成する橋梁</u> ・ <u>建設後相当年数</u> (築約50年以上) 経過している橋梁	
優先度高 地域の実情に応じ て優先的に点検に 着手すべきもの	- <u>建設年次不明</u> および <u>建設後一度も点検し</u> ていない橋梁 - 重交通が多いことや環境状況が厳しい等	
[AT9.1500]	早期に点検が必要な橋梁	
(注)主として、地方	・その他上記以外の道路 生活圏および主要な都市圏域の骨格を構成する道路、地方生活圏相互をi	 連絡する道路や主要地方道(緊急輸送道路を除く)など 道路

(注)主として、地方生活圏および主要な都市圏域の骨格を構成する道路、地方生活圏相互を連絡する道路や主要地方道(緊急輸送道路を除く)など、道路管理者の判断による

5箇年の点検計画(例:橋梁)

- 橋梁を例として考える。
- ・管理橋梁数100橋である場合、5箇年で点検サイクルを回すとすれば、年間平均20橋 の点検が必要。
- ・H26年度に点検を行わなかった場合、残りの4年度に割り振る。
- ・なるべく年度毎の平準化を図り、H30年度までには管理橋梁全ての1巡目点検を完了させる。
- その他の構造物においても、同様に点検計画を立てる。

	全橋梁数	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
例1	100	20	20	20	20	20
例2	100	0	25	25	25	25



12

点検計画について (インフラ長寿命化計画との関連) 基本計画 (H25.11関係省庁連絡会職策定) 「各インフラの管理者は、…… 社会資本整備重点 平 今回策定を依頼する「点検計画」は 計画 (H24.8閣議決定) 成 「全国道路橋の長寿命 平成27年度以降は「個別施設計 個別施設計画をできるだけ 25 化修繕計画策定率 早期に策定する」 画」に包含される。 年 H28年度末で100%」 策定済 度 ※長寿命化修繕計画 7/1 点検計画策定依頼 行動計画(H26.5国土交通省策定) 省令 平成 個別施設計画の策定施設、スケジュールを明記 施行 点検計画の策定 【国土交通省管理】 【自治体等管理】 定 26 ・H26年内を目途に橋梁、トンネル、大型の 橋梁(橋長15m未満)・ 期 橋梁 大型の 構造物の点検計画(5年間)を策定 年 トンネル・大型の構造 橋梁 トンネル 点 (橋長15m以上) 検 ※既存の橋梁長寿 命化修繕計画を 点検計画 点検計画 実 個別施設計画策定依頼 もって個別施設計画とする 旃 修繕計画 平 個別施設計画の策定 以降の点検計画 以降の点検計画 以降 以降の点検計画 成 上記の点検計画をベースに、H26点検結果。 27 H31以降5年間の点検計画、H26以降10 点検計画 年 年間の修繕計画の追加・見直しを行い、個 度 別施設計画を策定 ~H27 平成 策定 個別施設計画の追加・修正 28 点検結果の追加及び 年 それを踏まえた修繕計画の追加・見直し ~H28 ~H28 度 ~H32 13 策定 策定 策定

定期点検業務積算資料(暫定版)の留意点ついて

道路橋、道路トンネルにおいて、地方公共団体等が積算を行う際の参考となる積 算資料(暫定版)について

「留意点」

- ○本積算資料(暫定版)は、建設コンサルタント等への一定条件下(幅員、橋長等)での調査結果であり、条件が著しく異なる場合は、適宜考慮するものとする。
- ○本積算資料(暫定版)は、国の積算基準体系を基本としたものであり、地方公共団体の積算基準の体系と相違があることに留意すること。
- ○定期点検要領に基づく定期点検は、現時点では、直轄での実績しかないことから、 建設コンサルタント等へ調査を実施し、その結果を、「地方公共団体等が積算を行う 際の参考となる積算資料」としてとりまとめたものであり、今後の定期点検の実績に 応じて、積算資料の見直しを検討するため、暫定版としている。
- 〇本積算資料(暫定版)の使用については各道路管理者において判断頂きたい。

14

九州地整における橋梁定期点検状況(これまでの実績)

①点検の実施状況

・直轄国道の橋梁では、原則2日に1回の巡回と<u>平成15年度より原則5年に1回</u> の定期点検(近接目視)で、橋梁の健全性を確認しています。

定期点検の進捗状況(年度別の実績と計画)

		実 績									計画					
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	•
点検橋梁箇所数	364	246	240	395	537	709	1,034	506	552	552	827	777	500	552	538	• • •
累計橋梁箇所数	364	610	850	1,245	1,782	2,491	3,525	4,031	4,583	5,135	5,962	6,739	7,239	7,791	8,329	•

点検状況

(パトロール車による巡回)



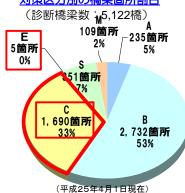
(点検車による定期点検)



②点検による診断結果

・平成25年4月1日現在の診断では、33%(1,690箇所)の橋梁が、速やかに補修等 を実施する必要があるC判定、緊急対応の必要があるE判定と判定されています。

対策区分別の橋梁箇所割合



対策区分	判定の内容
A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。
В	状況に応じて補修を行う必要がある。
С	速やかに補修等を行う必要がある。※1
Е	橋梁構造の安全性等の観点から、緊急対応の必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。

※1 速やかに補修とは、次回点検までに補修等される必要があると判断できる状態をいう。

健全性の診断に置き換えると

- $\hbox{-}\hbox{$^{\rule[-.5em]{0.8em}{0.8em}}$}\hbox{$-\rule[-.5em]{0.8em}{0.8em}$}\hbox{$-\rule[-.5em]{0.8em}{0.$
- $\cdot \mathsf{IEJ} \to \mathsf{IV}$

3割以上は措置が必要

注)・H24年度に点検はおこなったが、診断していない 橋梁が13 橋あるため、①点検の実施状況 と②点検による診断結果の橋数 は整合しない。

道路メンテナンス会議()

◆『道路メンテナンス会議』について

地方公共団体の三つの課題(人不足・技術力不足・予算不足)に対して、国が各都道府県と連携して 、支援方策を検討するとともに、それらを活用・調整するため、『道路メンテナンス会議』を設置

現状の問題点

・地方公共団体における三つの課題(人不足・技術力不足・予算不足)により、点検が進まない、点検 結果の妥当性が確認できない、適切な修繕等が実施できない。

新たな対応案

国が各都道府県と連携し、『道路メンテナンス会議』を設置する。

〈体制〉

都道府県毎に以下の構成員により設置

- •地方整備局(直轄事務所) •地方公共団体(都道府県、市町村) •道路公社
- ·高速道路会社(NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速、指定都市高速等) 〈役割〉
 - ① 研修・基準類の説明会等の調整
 - ② 点検・修繕において、優先順位等の考え方に該当する 路線の選定・確認
 - ③ 点検・措置状況の集約・評価・公表
 - ④ 点検業務の発注支援(地域一括発注等)
 - ⑤ 技術的な相談対応



宮崎県道路メンテナンス会議の状況

16

道路メンテナンス会議 ②

■『第1回 道路メンテナンス会議』の開催状況 H26. 6. 30 福岡県道路メンテナンス会議

名 称	開催日
福岡県道路メンテナンス会議 (会長:福岡国道事務所長)	6月30日
佐賀県道路メンテナンス会議 (会長:佐賀国道事務所長)	5月30日
長崎県道路メンテナンス会議 (会長:長崎河川国道事務所長)	5月28日
熊本県道路メンテナンス会議 (会長:熊本河川国道事務所長)	5月29日
大分県道路メンテナンス会議 (会長:大分河川国道事務所長)	5月26日
宮崎県道路メンテナンス会議 (会長:宮崎河川国道事務所長)	5月28日
鹿児島県道路メンテナンス会議 (会長:鹿児島国道事務所長)	5月29日





H26.7.1時点

跨線橋包括協議

「包括協議」とは

●道路管理者の点検計画に基づいた点検実施希望情報を各県毎・鉄道事業者毎にとりまとめ、九州管内の各鉄道事業者に対して、国より一括して事前協議を行うことを想定。

(橋梁毎の基礎資料により、鉄道管理者側の協議先、委託内容などを調整・確認)

〇個別の委託協定については、詳細条件(点検時期、委託額 等)を提示して、各道路管理者において実施することを想定。

個別点検データ様式に追加する事項

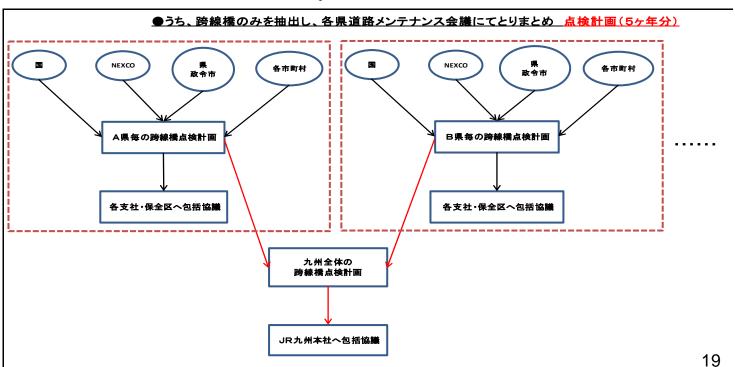
	B	旁線橋下の	管理者及	び位置情報	₽			仮設内容等		
跨線	橋下の管	鉄道管理者	足場·軌陸車·							
会社名 (JR等)	支社名	保線区名	路線区別	路線名	上り駅 下り駅		委託内容	点検車・その他		
							- 足場	のみ		
JR九州		博多保線区	在来線	鹿児島本線	九産大前駅	香椎駅	- 点検	含め全て		
西日本鉄道			在来線	貝塚線	西鉄香椎駅	香椎花園前駅	·委託	なし		

18

跨線橋包括協議(イメージ図)

- ●跨線橋に関する包括協議イメージ
 - ●各道路管理者において、H26年12月末を目標に橋梁の点検計画(5ヶ年分)を策定中





〇本年9月より全国3橋梁について直轄診断を試行的に実施



橋梁名	市町村名	直轄診断実施主体
三島大橋	三島町 (福島県)	東北地方整備局
大前橋	媚恋村 (群馬県)	関東地方整備局
大波ダム大橋	仁淀川町 (高知県)	四国地方整備局

・各橋梁の内容については、別語をご覧下さい。・現地作業の実施日については、後日、各地方整備局より発表させていただきます。

登直轄診断:「橋梁、トンネル等の道路施設については、各道路管理者が責任を持って管理する」 という原側の下、それでもなお、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの(複雑な階部を有するもの、推像の度分いが等しいもの、社会的に重要なもの、等)に限り、国が地方整備局の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。



道路局 国道・防災課 道路保全企画室

企画専門官 田中 倫英

代表 03-5253-8111 (内線 37813) 直通 03-5253-8494 FAX 03-5253-1620 ※村記名免表資料ニンパでは、国土交通省ホームページ (アドレス: http://www.mlit.po.jo) にも掲載しています。

【別添】直轄診断実施箇所

🥝 国土交通省

県名	町村名	路線名	橋梁名	建設年	延長(m)	緊急性・高度な技術力の必要性 (町村での点検結果より)
福島県	三島町	町道 みやしたないり 宮下名入線	三島大橋	昭和50年	131	大規模アーチ橋で多数のボルト破壊が進行 しており、早急に全てのボルト交換が必要
群馬県	っまごいむら 嬬恋村	村道 ************************************	大前橋	昭和33年	73	建設後50年以上が経過した施工方法等の 詳細が不明なコンクリート橋であり、主桁等 に大きな損傷が見られる
高知県	によどがわちょう 仁淀川町	町道 によどあがわ 仁淀吾川線	おおど おおはし 大渡ダム大橋	昭和58年	444	高度な専門技術が求められる吊り橋で、健 全性に大きな影響をもつ主桁接合部などで 損傷が散見







20

自治体への支援(各種研修等)

【H25年度講習会(実績)】

①橋梁の日常管理・長寿命化修繕計画に 関する技術講習会

(福岡・佐賀・長崎)(大分・宮崎)(熊本・鹿児島)に分け開催 〈1日間、佐賀·宮崎·鹿児島〉

象: 自治体職員 対 参加人数:160人(実績)

的:橋梁の日常管理、橋梁損傷・診断・

補修事例等に関する講習会

講 師:直轄職員(本局)等

【H26年度研修(計画)】

①メンテナンス研修

〈2~3日間、各県で開催〉

象: 自治体職員 対

予定人数:各会場40名程度

期:9月~1月

目 的:橋梁・トンネルに係る

発注者としての最低限の知識、技能

の習得を目ざした研修

師: 直轄職員等

②橋梁技術支援セミナー

〈3日間、福岡市〉

象: 自治体職員及び直轄職員 対

参加人数:69名(実績)

目

的:橋梁点検・診断技術の習得、

橋梁損傷及び補修等の維持 管理に係わる専門知識の習得

講 師:大学教授、国総研及び 土研職員、直轄職員等

②点検エキスパート研修

〈3~5日間、九州技術事務所〉

象: 自治体職員及び直轄職員

予定人数:120名程度 肼 期:9月~12月

目 的:橋梁、トンネルに係る点検・診断技術

の習得、損傷等の<u>維持管理に係わる</u> 専門知識の習得

講 師:国総研及び土研職員、直轄職員等

点検エキスパート(道路構造物管理実務者)研修

◆研修等

(1)点検エキスパート(道路構造物管理実務者研修) (九州技術事務所) (H26年度)

τπ <i>Ι</i> ν <i>Α</i>	対象	者(人)	中长吐地	≘ # 6∓	τπ / // - :+	
研修名	地整	自治体	実施時期	講師	研修方法	
(橋梁初級 I)	10	25	9月29日~10月3日	国総研、土研、職員等	座学、現場	
(トンネル)	18	11	11月12日~11月14日	国総研、土研、職員等	座学、現場	

[※] 直轄職員受講者は係長クラス.

◎本研修は、「道路法施行規則第4条5の2に規定する構造物の定期点検に関して、最低限必要な知識と技能を 習得する」ことを目的としています。

(なお、最終的にどのような者に定期点検を行わせるのかについては、各道路管理者の判断となります)

(2)メンテナンス研修(H26年度)

昨年度まで九州を3ブロックに分け実施していた、橋梁技術講習会(1日)に代わり、各県毎に出前研修 を開催予定。

• 橋梁初級 I

・トンネル

受講者は自治体職員、(整備局職員) 各研修とも2日間 実施時期は別紙(H26年度メンテナンス研修スケジュール)のとおり 講師は整備局職員等

22

メンテナンス研修

■平成26年度メンテナンス研修 実施スケジュール

		■准公理			実施予定日等				
	開催県等		開催会場			上上型磁机车 电	道路関連研修		
					収容人数	主な受講対象者	橋梁初級	トンネル初級	
				住所			2日間	2日間	
福岡南部	福岡県	対象 市町村数	60	福岡県 吉塚合同庁舎	福岡市博多区吉塚 本町13-50	40~300 (会議宣複数)	福岡県職員 福岡県内市町村職員 (福岡市合む)	9/18 (木) ~9/19 (金)	10/9 (木)
福岡北部	北九州市	対象 市町村数	60	職員研修所	北九州市八幡東区 尾倉二丁目6-1	100	福岡県職員(福岡北部を主) 福岡県内市町村職員(福岡北部を主)	9/10(水)~9/11(木)	12/9 (火) ~12/10 (水)
1	左賀県	市町村数	20	県庁会議室 新行政棟11f大会 議室	佐賀市城内1丁目 1-59	100	佐賀県職員 佐賀県内市町村職員	10/16 (木) ~10/17 (金)	1/15(木)~1/16(金)
1	熊本県	市町村数	44	熊本県 建設技術センター	競本県熊本市南区 城南町舞原東194 香地	120	熊本県職員 熊本県内市町村職員 (熊本市舎む)	11/20 (木) ~11/21 (金)	11/27 (木) ~11/28 (金)
,	長崎県	市町村数	21	出島交流会館2F 会議室	長崎市出島町2- 11	-	長崎県職員 長崎県内市町村職員	12/2 (火) ~12/3 (水)	11/18 (火) ~11/19 (水)
7	大分県	市町村数	18	県庁・ 土地改良会館	大分県大分市城崎 町2丁目2-25	100	大分県職員 大分県内市町村職員	10/7 (火) ~10/8 (水)	10/21 (火) ~10/22 (水)
7	宫崎県	市町村数	26	宮崎県 建設技術センター	宮崎市清武町今泉 丙2559-1	60	宫崎県職員 宮崎県内市町村職員	11/5 (水)	11/25 (火) ~11/26 (水)
農	鹿児島県 市町村数		43	鹿児島県 自治研修センター	魔兒島市宮之浦町 870-1	30~50	庭児島県職員 庭児島県内市町村職員	1/26 (月) ~1/27 (火)	11/6 (木) ~11/7 (金)

社整審 メンテナンス戦略小委員会 第10回資料より 抜粋

第4章2.(7)

施設の点検・診断、評価、設計及び修繕等を適切に評価するための技術者・ 技能者の育成・支援、資格制度の確立

業務委託先企業においては、<u>点検・診断作業を確実に実施し、点検・診断、</u> 設計及び修繕等の業務を適切に履行できる技術者・技能者の育成が重要であ り、そのための資格制度の確立・活用を図るべきである。具体的には、以下の 取組を行うべきである。

≪資格制度に係る提言≫

- ・点検や診断に関する<u>資格制度の確立</u>を図る。
- ・現在、様々な民間及び大学機関において、<u>維持管理に関する研修・</u> 資格認定が行われているが、これら民間資格の活用あるいは新たに必要な 資格について検討を行う。
- ・加えて、例えば、これらの資格を公的に評価する機関を設置し、当該機関により認められた資格の取得者にこれらの業務を履行させることを推進するなど、点検や診断に関する資格に対して、一定の水準の確保とその活用のあり方について検討する。

24

資格制度の確立 ②

〇国家資格

社整審 メンテナンス戦略小委員会 第10回資料より 抜粋

・メンテナンスに関連する国家資格としては技術士等がある。

〇民間資格

・メンテナンスに主眼をおいた、あるいは含まれる資格が普及している。(下表)

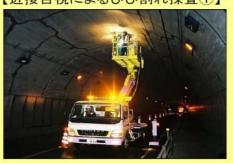
<メンテナンスに関連する既存民間資格の例>

資格名称	資格運営主体	登録人数(調査年)
コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	9940人(H25)
土木鋼構造診断士	(一社)日本構造協会	415人(H25)
コンクリート構造診断士	(公社)プレストレストコンクリート工学会	746人(H25)
一級、二級構造物診断士	(一社)日本構造物診断技術協会	一級:206人 二級:134人(H22)
海洋·港湾構造物維持管理士	(一財)沿岸技術研究センター	313人(H25)
道路橋点検士	(一社)橋梁調査会	- ※H26から運用開始
社会基盤メンテナンスエキスパート	岐阜大学 社会資本アセットマネジメント技術センター	172人(H24)
地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会	4,065人(H23)
RCCM	(一社)建設コンサルタンツ協会	46633人(H25) ※全分野計
土木学会認定技術者	(公社)土木学会	3346(H21) ※全コース計

資格制度の検討対象とする業務範囲等(資格制度の確立③)

◆対象業務の例(トンネル点検業務)

【近接目視によるひび割れ探査①】



【ハンマーによる打音検査①】



【トンネル内附属物(照明等)の点検①】



【近接目視によるひび割れ探査②】



【ハンマーによる打音検査②】



【トンネル内附属物(照明等)の点検②】



26

資格制度の確立 ④

7月14日

<第2回社会資本メンテナンス戦略小委員会>

・社会資本の維持管理に関する資格制度のあり方について とりまとめ(案)

7月17日

7月30日

「社会資本の維持管理に関する資格制度のあり方について(案)」 パブリックコメントの実施

8月5日

<第3回社会資本メンテナンス戦略小委員会>

・【資料2】「社会資本の維持管理に関する資格制度のあり方について提言(案)」の決定

8月 (予定)

社整審·交政審技術分科会 技術部会

・「社会資本の維持管理に関する資格制度(提言)」の報告

9月以降

- ・大臣告示(申請の条件、登録要件、点検・診断等に必要な知識・技術等)
- 民間資格の募集、評価

平成27年度 以降

・登録された資格の活用

審議会・小委員会での検討制度の

制度の構築・運用

九州整備局の点検・診断業務における参加資格要件 など

管理技術者要件

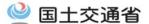


業務への参加資格要件(点検員等の資格ではない)

	橋梁点検業務				橋梁診断業務			
地整	要件	資格	実績	要件	資格	実績		
九州		・技術士(総合技術監理部門(建設)、建設部門) ・RCCM ・土木学会認定技術者 (特別上級、上級、1級) ・コンクリート診断士 ・土木鋼構造診断士	•橋梁点検業務	資格及び 実績	·土木学会認定技術者	・橋梁診断業務 ※「橋梁点検要領案)」に基づいた複数の橋梁 について診断を行ったもの ・橋梁点検業務 ※「橋梁点検要領案)」に基づいて複数の橋梁 について点検を行ったもの		

点検員・検査員の要件

			橋梁点検業務		橋梁診断業務			
地整	名称	要件	資格	実績	名称	要件	資格	実績
九州	橋梁点検員	実績のみ	_	√・橋梁に関する実務 経験→・橋梁の設計・施工 に関する基礎知識・橋梁点検に関する 技術と実務経験	橋梁検査員	実績のみ	-	・橋梁技術全般に関する 高度な知識と豊富な 経験かつ、橋梁保全 業務に関する実務 経験



資料-2

交付金について

平成26年 10月

九州地方整備局 道路部 地域道路課

交付金等•補助制度(道路関係) **H26 H24** H25 通常補助 通常補助 通常補助 全国予算:866億円(事) 全国予算:831億円(事) 全国予算:819億円(事) 補 算:151億円(国) |予算:171億円(国) ·地域高規格道路 ·地域高規格道路 助 ·地域高規格道路 等 除雪等 除雪等 地域自主戦略交付金 防災·安全交付金 <u>防災·安全交付金</u> 全国予算:6,754億円(国) 全国予算:1兆460億円(国) 全国予算:1兆841億円(国) 交 九州予算:431億円(国) 九州予算:853億円(国) 九州予算:842億円(国) 付 ・「命と暮らしを守るインフラ再構築」、 「命と暮らしを守るインフラ再構築」。 ・都道府県、政令市が交付対象 「生活空間の安全確保」を集中的に支 「生活空間の安全確保」を集中的に支 ・8府省、18事業が対象 援 援 社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金 省· 政国 全国予算:1兆4,395億円(国) 全国予算:9.031億円(国) 全国予算:9.124億円(国) 6府全 九州予算:810億円(国) 九州予算:511億円(国) 九州予算:493億円(国) 体額 ・成長力強化や地域活性化等につなが ・成長力強化や地域活性化等につな 額は る事業 (国): 国費ベース ※H26予算ついては、ほぼ前年並となっている。 (事):事業費ベース

※平成25年度予算の変更点

- 〇地域自主戦略交付金は廃止し、各省庁の交付金等に移行した上で重要な政策課題に対応
- 〇「防災・安全交付金」(平成24年度補正予算において創設)により、インフラ再構築(老朽化対策、事前防災・減災対策)及び生活空間の確保 安全確保の取り組みを集中的に支援
- ○通常補助は、地域高規格道路等の設備等に加え、除雪に対しても支援

平成27年度予算概算要求の概要

		平成26年度 予算額 (億円)	平成27年度 概算要求額 (億円)	うち「新しい日 本のための優 先課題推進枠」 (億円)	対前年度比
社	会資本整備総合交付金等	19,964	23,291	5,412	1.17
	社会資本整備総合交付金	9,124	10,644	2,473	1.17
	防災•安全交付金	10,841	12,647	2,939	1.17

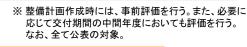
[※]四捨五入の関係で計数の和が合わない場合がある。

❷ 国土交通省

3

交付金等(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)について





住宅・社会資本の整備

基幹事業(A)

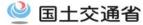
- ① 道路事業
- ② 港湾事業
- 河川事業
- ④ 砂防事業
- ⑤ 地すべり対策事業
- ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業
- ⑦ 下水道事業
- ⑧ その他総合的な治水事業
- 9 海岸事業
- ⑩ 都市再生整備計画事業
- ⑪ 広域連携事業
- ① 都市公園等事業
- ③ 市街地整備事業
- (14) 都市水環境整備事業
- (5) 地域住宅計画に基づく事業
- 16) 住環境整備事業

関連社会資本整備事業(B)

- 各種「社会資本整備事業」
 - (社会資本整備重点計画法)
- 「公的賃貸住宅の整備」

効果促進事業(C)

- 計画の目標実現のため 基幹事業一体となって、基 幹事業の効果を一層高め るために必要な事業・事務 (ソフト事業を含む)
- 〇 全体事業費の2割を目途
 - (例)基幹事業が「道路」の場合
 - 〇社会資本整備交付金
 - 観光案内情報板の整備
 - ・社会実験(レンタサイクル、 自転車乗り捨てシステム)
 - O防災·安全交付金
 - ·計画検討(無電柱化、観光振興)
 - ・ハザードマップ作成・活用



◆社会資本整備総合交付金交付要綱の概要

交付対象 地方公共団体等

交付期間 交付対象事業が実施される年度からおおむね3から5年とする。

交付対象事業

一 基幹事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業

- ① 道路事業(一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業)
- 維持は除雪に係る事業又は降灰の除去事業に限る

関連事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する事業

イ 関連社会資本整備事業

- 基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法に掲げる事業
- 維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く

口 効果促進事業

- 基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業
- 次に掲げるものを除く
 - ①交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当
 - ②地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等
 - ③レクリエーションに関する施設の整備事業等

社会資本総合整備計画の提出

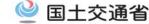
社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようする地方公共団体等は、 社会資本総合整備計画を作成し、国土交通大臣に提出するものとする。

交付金等(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)整備計画について 国土交通省

5

(記載例) 社会資本総合整備計画 ○地域における島民や観光客の移動の利便性・安全性の向」 港湾へのアクセス道路の整備、旅客船岸壁の改良等を行い、島民や観光客の移動の利便性及び安全性の向上を図る。 ・○○市における○○港への○○分以内の到達可能面積の割合を○○% (H22) から○○% (H26) へ拡大 ・災害時の通行規制による損失時間を○○人・時間/年から○○人・時間/年へ減少する。 ・旅客船の年間延べ乗降客数を○千人 (H22) から○千人 (H26) までに○割増加 定量的指標の定義及び算定式 定量的指標の現況値及び目標値 備考 当初現況値 最終目標値 中間目標値 他走行調査により○○港から○○分以内の到達面積を測定し、全体に占める割合を算出する。 ○○分到達可能面積の割合)=(現地走行調査による○○港から○○分以内の到達面積)/(全体面積)(%) 通常走行時と災害発生時に迂回することによって生じる時間差により算出。 (災害時通行規制による損失時間の減少) = (現況の損失時間) - (事業後の損失時間) ○人・時間/) () 人・時間, ○人・時間/年 〇〇千人 (〇%増) 旅客船の年間延べ乗降客数を調査する。 ○○千人 (○%増) (旅客船の年間乗降客数の増加率) = (評価時点の年間乗降客数 - H22当初の年間乗降客数) 合計 (A+B+C) 全体事業費 〇〇〇〇百万円 △△△△百万円 口口百万円 △△△百万円 0% В CΑ 交付対象事業 直接 要素となる事業名 事業内容 全体事業費 (百万円) 市町村名 種別 種別 対象 間接 種別 工種 (事業簡所) (延長・面積等) H23 H24 H25 1-A1-1 道路 一般 〇〇県 直接 都道府県道 改築 バイパス L=Okm 道路 般 直接 交安 歩道整備 L=○km 1-A1-2 -80 ○県 ○県 直接 ○市 直接 国道 修繕 (国) ○○号外 舗装補修 L=○km (2)現道拡幅 L=Okm **○**県 街路 一般 間接 改築 ○ 地区 ((都) ○ ○線外) () () 区画 1-A1-6 道路 雪寒 〇〇県 直接 国項 (国) 〇〇線 〇〇工区 雪崩予防柵 L=○kɪ **つ**の市 . . . 市町村道 除雪 道路 -#V 直接 (道路事業) 港湾事業 地域 事業内容 事業実施期間 (年度) H23 H24 H2 事業 直接 事業者 要素となる事業名 港湾・地区名 (延長・面積・水深等) 間接 重要 改良 旅客船岸壁の改良 水深 D=○m、延長 L=○m 延長 L=○○m 1-A2-1 港湾 一般 直接 重要 建設 防波堤 (波除) 小計 (港湾事業) $\times \times \times$ 整備事業 事業実施期間 (年度) 直接 事業者 省略 市町村名 港湾・地区名 全体事業費 (百万円) 備考 要素となる事業名 番号 種別 種別 対象 (延長・面積等) H24 H25 O (市 砂防 一般 00県 直接 砂良 ○○砂防 ○○市の砂防事業 . .

備考

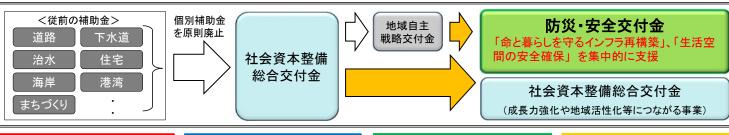


- · (防災•安全交付金)
- 〇道路構造物の的確な維持管理の推進
- ・ 〇通学路の要対策箇所における安全の確保
- · (社会資本整備総合交付金)
- · OICアクセス道路等の整備

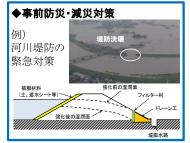
防災・安全交付金について

営 国土交通省

- ◇ 地方自治体が実施する次の取組みを集中的に支援
 - ・地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策及び事前防災・減災対策の取組み
 - ※ 老朽化したインフラの長寿命化など計画的・戦略的な維持管理の取組み、地震・津波や頻発する風水害・土砂災害に対する事前防災・減災 対策、公共施設の耐震化等による安全性向上、密集市街地等の防災性の向上、防災公園の整備等
 - ・地域における総合的な生活空間の安全確保の取組み
 - ※ 通学路の交通安全対策、道路の無電柱化、歩道・公園施設等の公共空間のバリアフリー化 等
 - ・効果促進事業の活用による効果的な取組み
 - ※ ハザードマップ作成、避難計画策定、避難訓練 等 ※ 効果促進事業は全体事業費の20%目途(社会資本整備総合交付金と同様)
- ◇ 防災・安全対策の一層の充実のため、交付金の支援対象メニューを拡大
 - ※ 天井などの非構造部材まで含めた住宅・建築物の耐震化、既設エレベーターの安全確保、宅地の液状化対策 等
- ◇ 個別事業分野にとらわれない事業計画の横串化・大括り化、事業ニーズに対応した重点的配分、効果 促進事業の先進事例のリスト化等を通じ、地方自治体の使い勝手を向上











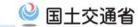
道路事業における防災・安全交付金の重点配分の例



道路橋の老朽化対策に係る地方債の経緯について

		H25以前	H26	参考
	交付金		0	・架け替えを行う場合は交付 金対象(基幹事業) ・単独撤去の場合はH26より 交付金対象(効果促進事業)
撤去	起債	▲ (架替えを伴う場合は可)	Ο	・架け替えを伴う場合は起 債可 ・単独撤去の場合はH26より 起債可 〇地方財政法改正(H26.4.1) (33条の5の8)
桦	交付金	0	0	·交付金対象
修 繕	起債	0	0	・起債可 〇道路の修繕事業に係る地 方債起債について(周知) (H25.12.12)
	交付金	(効果促進事業のみ)	(基幹事業および効果促進事業)	・H26より交付金(基幹事業) の対象
点検	起債	_	▲ (修繕を前提とする)	・H26より修繕を前提とした点検について起債可 〇平成26地方債同意等基準運用 〇道路の点検等に係る地方債 (周知) 〇道路の点検等に係る地方債 (補足)

老朽化対策に係る地方財政措置(地方債)について



1. 橋梁等の撤去経費

○橋梁等の撤去経費について、制度改正により地方債の対象化

【地方財政法を今国会で改正(平成26年4月1日施行)】

〈公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を定めた「公共施設等総合管理計画」に基づく撤去が対象〉

※別途、防災・安全交付金等の効果促進事業として支援可能に

2. 修繕事業

○道路等の補修・改修に係る事業であって、施設の延命化や機能強化に資する

事業に要する経費



地方債の対象になるとの総務省見解



『道路の修繕事業』が該当する旨を周知

〈平成25年12月12日付け「道路の修繕事業に係る地方債起債について」総務課長・環境安全課長通知〉

3. 点検等経費

○建設事業と一体の事業として認められる点検等については、

地方債の対象となる旨、総務省より通知



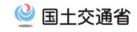
〈平成26年4月1日付け「平成26年度地方債同意等基準運用要綱について」総務副大臣通知〉

<u>具体的な運用について確認</u>

総務課長、環境安全課長 通知により周知

〈平成26年3月31日付け「道路の点検等に係る地方債について(周知)」課長通知 同日付け「道路の点検等に係る地方債の取扱いについて(補足)」事務連絡〉

11



橋梁等の単純撤去事業の交付金事業化及び起債対象化

要求内容

- ① 橋梁等の単純撤去事業を防災・安全交付金等により支援できるよう要求
- ② 橋梁等の<u>単純撤去事業を地方負担分が起債の対象</u>となるよう要求

現状認識

- 今後老朽化する橋梁などの急速な増大に対応するため、 修繕に係る費用の縮減を図ることが重要
- 修繕等により維持し続けることに比べ、「撤去」が効率的・効果的なケースもありうる

目的

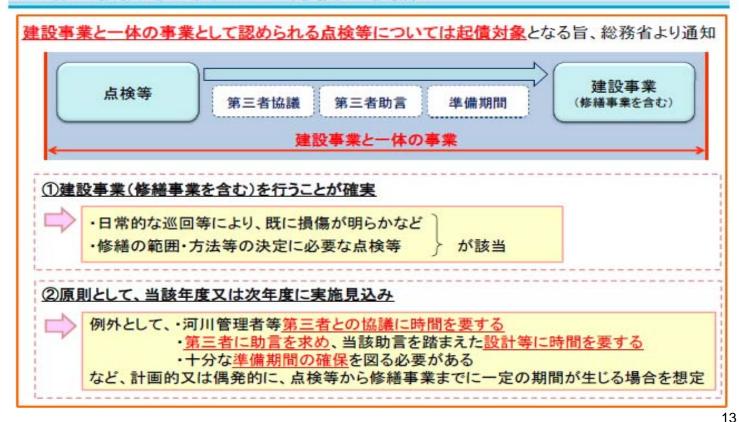
〇 戦略的な維持管理の推進

H26~

- ① 防災・安全交付金等の効果促進事業により支援
- ② 地方負担分が起債の対象となるよう地方財政法を改正(H26. 4.1施行)



道路の点検等に関する地方債の取扱い

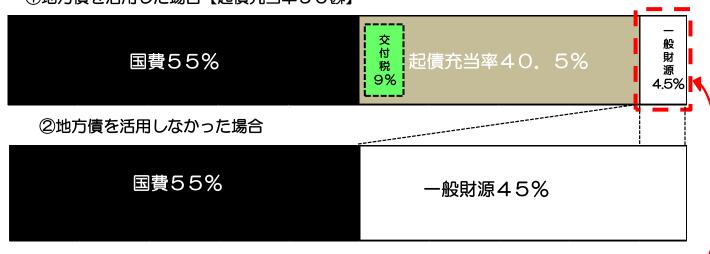


地方債の活用について

○地方債を活用した場合、計画的な事業が可能

【イメージ】

①地方債を活用した場合【起債充当率90公】



同額の事業費なら地方債を活用すれば 一般財源投入が1/10程度となる。

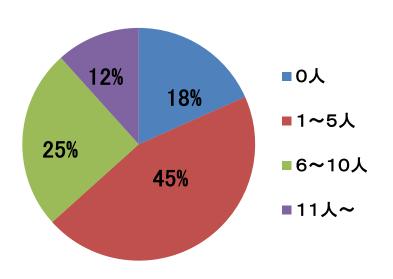
道路施設のメンテナンスサイクルの構築に向けた アンケート調査結果

平成26年10月

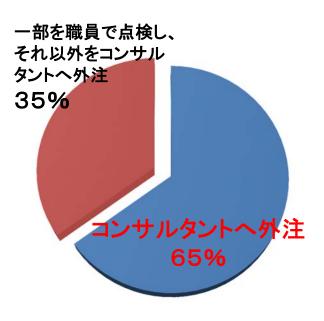
福岡県道路メンテナンス会議 事務局

福岡県道路メンテナンス会議 事務局

Q1. 橋梁やトンネル等の維持・修繕業務 に携わっている担当課の土木職 (技術職)の人数割合について



Q2. これまでの橋梁定期点検 手法について



Q3. これまで橋梁の点検業務をコンサルタント等に委託した場合に関し、 特記仕様書への条件明示について

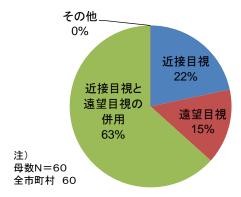
- 1)点検方法
 - ①近接目視 ②遠望目視 ③近接目視と遠望目視の併用 ④その他
- 2)技術者資格
 - ①技術士 ②RCCM ③コンクリート診断士 ④その他
- 3)診断方法
 - 1点数化 2段階区分 3その他
- 4)記録方法
 - 1紙ベース 2電子データ 3その他

2

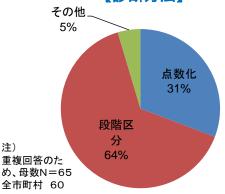
福岡県道路メンテナンス会議 事務局

Q3.

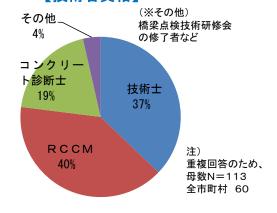
【点検方法】

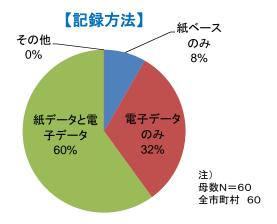


【診断方法】



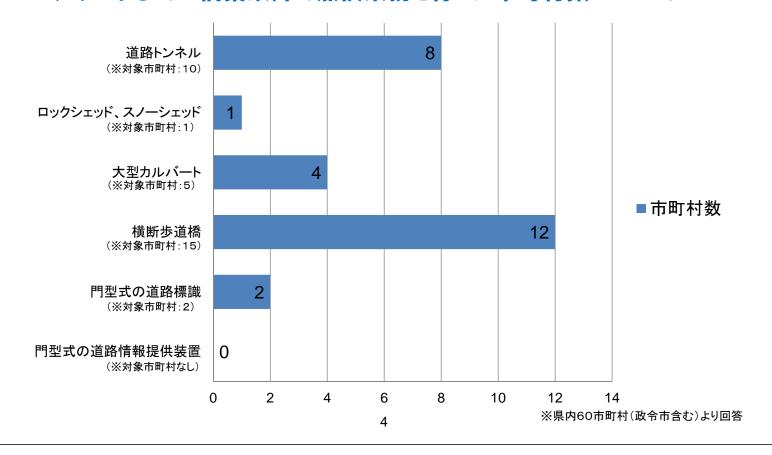
【技術者資格】





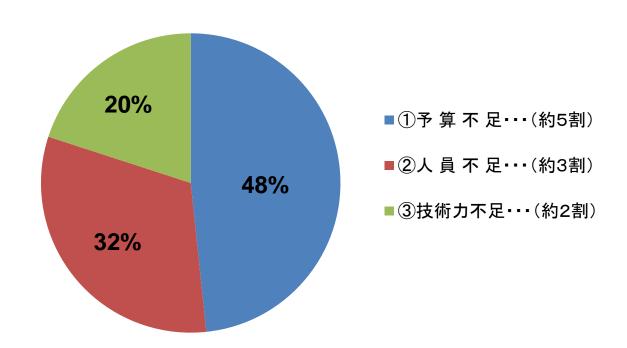
※県内60市町村(政令市含む)より回答

Q4. これまでに橋梁以外で点検業務を行った市町村数について



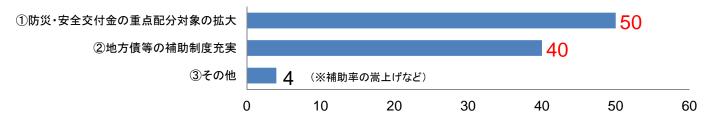
福岡県道路メンテナンス会議 事務局

Q5. 市町村の『課題』の割合について

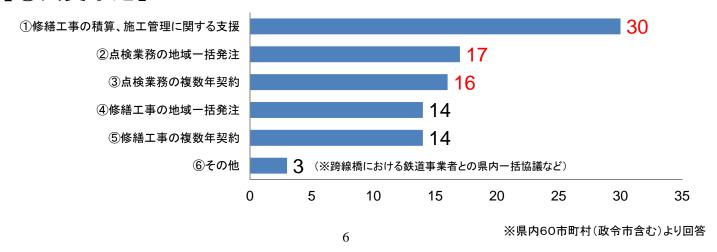


Q6. 国や県などに求める支援内容について (複数回答可)

【①予算不足】



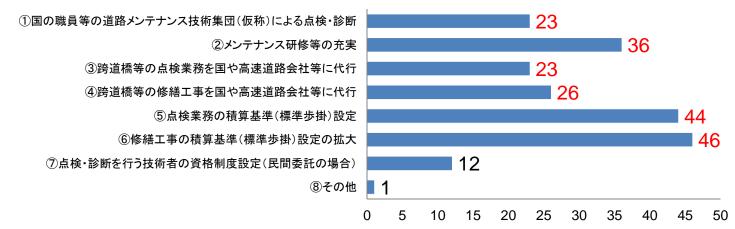
【②人員不足】



福岡県道路メンテナンス会議 事務局

Q6.

【③技術力不足】



【4その他】

